

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第39条第1項		
不利益処分	道路占用料の徴収				
<p>(根拠規定) 愛媛県道路占用料徴収条例</p> <p>(処分基準) 愛媛県道路占用料徴収条例(昭和43年10月5日 条例第22号) 〔沿革〕昭和45年10月16日条例第27号、52年3月25日第11号、59年3月23日第11号、7月13日第24号、62年3月13日第9号、63年3月15日第11号、平成元年3月22日第11号、8年3月19日第9号、9年3月25日第3号、12年10月6日第54号改正</p> <p>愛媛県道路占用料徴収条例を次のように公布する。 愛媛県道路占用料徴収条例 愛媛県道路占用料徴収条例(昭和29年愛媛県条例第18号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び法第73条第2項の規定に基づき、道路の占用料の額及び徴収方法並びに占用料に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(以下「各年度の占用料の額」という。)の合計額(各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあっては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額)とする。</p> <p>2 前項の鋭定にかかわらず、道路の占有のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占有に係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額(同項本文の規定により100円とした場合にあっては、100円とする前の額)に1.05</p>					

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

法令名	道路法	担当課	道路維持課	検索番号
不利益処分		根拠条項	第39条第1項	
道路占用料の徴収				
<p>に乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、各年度の占用料の額に1.05を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第19条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(4) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、前2項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、知事が定めるもの 一部改正〔昭和62年条例9号・平成元年11号・9年3号・12年54号〕</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の決定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の貌定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2 既に納めた占用料は、返還しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。 一部改正〔平成12年条例54号〕</p> <p>(手数料及び延滞金)</p> <p>第4条 法第73条第2項の規定により徴収する占用料に係る手数料の額は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第22条第1項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。</p> <p>2 法第73条第2項の規定により徴収することができる占用料に係る延滞金は、当該督促に係る占用料の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌</p>				

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第39条第1項		
不利益処分	道路占用料の徴収				
<p>翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ占用料の額につき年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあった占用料の額を控除した額による。</p> <p>3 前項の延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。 一部改正〔昭和45年条例第27号・59年24号・平成元年11号・9年3号〕</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和43年11月1日から施行する。</p> <p>(経過規定) 2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料の額及び徴収方法並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金については、なお従前の例による。 附 則(昭和45年10月16日条例第27号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和52年3月25日条例第11号) 1 この条例は、昭和52年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の愛媛県道路占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、施行日以前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(昭和59年3月23日条例第11号) 2 第1条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の道路占用料の督促に係る手数料について適用し、施行日以前の道路占用料の督促に係る手数料については、なお従前の例による。 附 則(昭和62年3月13日条例第9号) この条例は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則(昭和63年3月15日条例第11号抄) (施行期日) 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 3 第3条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、施行日以前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則(平成元年3月22日条例第11号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。(後略)</p> <p>(経過措置) 3 (前略)第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第2条の規定(中略)は、施行日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日以前の使用又は占用に係る使用料又は占用料及び施行</p>					

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

法令名	道路法	担当課	道路維持課	検索番号
不利益処分		根拠条項	第39条第1項	
道路占用料の徴収				
<p>施行日以後の使用又は占有に係る使用料又は占用料で施行日前にその全額について徴収した ものについては、なお従前の例による。</p> <p>4 第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第4条第1項の規定は、施行日以後 の道路占用料の督促に係る手数料について適用し、施行日前の道路占用料の督促に係る手 料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成8年3月19日条例第9号)</p> <p>1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の愛媛県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占有に 係る占用料について適用し、同日前の道路の占有に係る占用料については、なお従前の例によ る。</p> <p>附 則(平成9年3月25日条例第3号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 (前略)第12条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第2条第2項の規定(中略) は、施行日以後の使用、占有又は採取に係る使用料、占用料又は採取料で施行日以後にその全 額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の使用、占有又は採取に係る 使用料、占用料又は採取料及び施行日以後の使用、占有又は採取に係る使用料、占用料又は採 取料で施行日前にその全額について徴収したもののについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成12年10月6日条例第54号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>				

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号
法令名	道路法	根拠条項	第39条第1項	
不利益処分	道路占用料の徴収			
占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地	
			市の区域	町及び村の 区 域
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第一種電柱	1本につき1 年	1,000	770
	第二種電柱		1,600	1,200
	第三種電柱		2,200	1,600
	第一種電話柱		930	690
	第二種電話柱		1,500	1,100
	第三種電話柱		2,100	1,500
	その他の柱類		72	53
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき1年	10	7
	地下電線その他地下に設ける 線類		5	4
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	480	360
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1 年	1,400	1,100
	郵便差出箱		600	450
広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	4,400	1,100	
その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,400	1,100	
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.1メートル未満のも の	長さ1メー トルにつき1年	48	36
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		72	53
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		95	71
	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの		190	140

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第39条第1項		
不利益処分	道路占用料の徴収				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	360	
	外径が1メートル以上のもの		950	710	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		2,900	710	
	地下に設ける通路		1,500	360	
その他のもの		1,400	1,100		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44	11	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440	110	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	110
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100
	標識		1本につき1年	1,100	850
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	11
		その他のもの	1本につき1月	440	110
	幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	44	11

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号		
法令名	道路法		根拠条項	第39条第1項		
不利益処分	道路占用料の徴収					
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	110	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	1,100	
		その他のもの		2,200	540	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	440	110	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140	110	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が3のもの		Aに0.015を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの		Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額		
(その他)						